

平成23年第2回宇都宮市公平委員会

日 時 平成23年7月21日(木) 午前11時
場 所 宇都宮市役所4階 懇談室

平成23年第2回宇都宮市公平委員会次第

7月21日（木）午前11時

宇都宮市役所4階 懇談室

1 開 会

2 議事録署名委員の指定

3 議事日程の説明

4 議 事

日程第1 議案第5号 宇都宮市教職員協議会の登録事項の変更について

日程第2 議案第6号 宇都宮市職員労働組合の登録事項の変更について

5 その他

6 閉 会

議案第 5 号

宇都宮市教職員協議会の登録事項の変更について
宇都宮市教職員協議会の登録事項を届出どおり変更する。

平成 23 年 7 月 21 日提出

委員長 白 井 裕 己

職員団体登録事項変更届 別紙のとおり

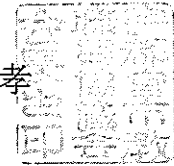
登録事項の変更届

平成23年 6月23日

宇都宮市公平委員会 様

宇都宮市教職員協議会

会長 大貫 孝



職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき、次のおり登録事項の変更を届け出ます。

1. 変更事項 別紙(1)のとおり

2. 変更の事由

(1) 役員の変更 規約第20, 21条に基づく役員の変更

3. 変更の事由が生じた日

平成23年6月20日



(別紙1)

平成23年度

宇都宮市教職員協議会 本部役員名簿

(○印は新役員)

役職名	氏名	職名	所属校	勤務校所在地	電話
○ 会長	大貫 孝	教諭	戸祭小	戸祭1丁目10-25	622-6244
○ 副会長	齋藤 容子	養護教諭	田原小	上田原355	672-0200
○ 副会長	木下 知之	教諭	雀宮中央小	雀の宮3丁目10-13	653-0005
副会長	齋藤 正美	教諭	豊郷北小	横山町411-3	665-0205
○ 副会長	石塚 真人	教諭	姿川中	西川田町1038	658-2203
事務局長	数又 正史	教諭	富屋小	徳次郎町66-1	665-0009
事務局次長	田崎 典子	事務長	横川東小	下栗町963	656-1031
○ 事務局次長	塚野 伸一	教諭	陽南中	陽南2丁目4-58	658-1293
○ 事務局次長	荻原 智子	主任	五代小	五代2丁目22-33	653-8531
○ 事務局次長	浦野 昌美	教諭	泉が丘中	泉が丘4丁目11-40	661-2508
監事	石川 篤子	事務長	岡本西小	中岡本町3709-2	673-2015
○ 監事	廣瀬 英男	教諭	星が丘中	星が丘2丁目3-31	622-6542
監事	神山賀代子	主査	鬼怒中	下平出町3764-10	661-6337

平成23年度 宇都宮市教職員協議会 学校理事名簿

(○印は新理事)

	氏名	所属校	職名	勤務校所在地	電話
○	稲村 美枝	中央小	教諭	宇都宮市中央本町1-29	635-3043
○	村岡 裕子	東小	教諭	宇都宮市東塙田1-6-14	622-2282
○	齋藤 崇晴	西小	教諭	宇都宮市西1-2-13	634-6129
○	小池上 綾子	築瀬小	教諭	宇都宮市南大通り2-6-6	633-0363
○	大金 創太	西原小	教諭	宇都宮市西原2-5-42	634-4401
○	大島 陽平	戸祭小	教諭	宇都宮市戸祭1-10-25	622-6244
○	河上 有美子	今泉小	教諭	宇都宮市元今泉1-7-29	635-1725
○	岩本 早苗	昭和小	教諭	宇都宮市戸祭元町1-15	622-3868
○	大島 美恵	陽南小	教諭	宇都宮市大和1-10-15	658-1280
○	吉江 誠	桜小	教諭	宇都宮市桜3-2-22	634-4481
○	平野 由香里	錦小	教諭	宇都宮市錦2-7-15	621-0444
○	浅木 あずさ	細谷小	教諭	宇都宮市細谷1-4-38	624-6023
○	根本 博子	峰小	教諭	宇都宮市峰3-20-17	633-3973
○	関 直哉	富士見小	教諭	宇都宮市鶴田町2708-3	633-4549
	徳増 雅成	泉が丘小	教諭	宇都宮市泉が丘7-12-14	661-2255
	渡部 恭平	石井小	教諭	宇都宮市石井町1213	661-3003
	大森 加代	緑が丘小	教諭	宇都宮市緑3-3-12	658-2600
○	牛久 正伸	宮の原小	教諭	宇都宮市宮原4-1-14	633-1505
○	長谷川 実	御幸小	教諭	宇都宮市御幸本町4638-1	662-3268
	田野井 正子	明保小	学校栄養士	宇都宮市下荒針町3456-2	648-2200
○	渡邊 雅浩	宝木小	教諭	宇都宮市駒生町3364-29	624-0317
○	濱崎 みや子	城東小	教諭	宇都宮市築瀬町360	635-9534
○	阿久津 浩久	平石中央小	教諭	宇都宮市下平出町479	661-0309
○	中里 秀之	平石北小	教諭	宇都宮市平出町1804	661-0647
○	大島 安津紗	清原中央小	教諭	宇都宮市道場宿町848	667-0106
○	笹沼 朋広	清原南小	教諭	宇都宮市上籠谷町1401	667-0516
○	蓮子 哲一	清原北小	教諭	宇都宮市板戸町1765	667-0780
○	上山 隆広	清原東小	教諭	宇都宮市氷室町1713-1	667-0515
○	星野 聡実	横川中央小	教諭	宇都宮市屋板町1072	656-1141
	奥田 絢子	横川東小	教諭	宇都宮市下栗町963	656-1031
○	荒井 有紀	横川西小	教諭	宇都宮市上横田町850	658-2679
○	川村 博美	瑞穂野北小	教諭	宇都宮市下桑島町465	656-1587
○	上野 智之	瑞穂野南小	教諭	宇都宮市西刑部町444	656-1589
○	木村 友則	豊郷中央小	教諭	宇都宮市関堀町337	624-8202
○	栗原 宣子	豊郷南小	教諭	宇都宮市竹林町532	621-0443
	石川 晴美	豊郷北小	教諭	宇都宮市横山町411-3	665-0205
○	大貫 菜摘	国本中央小	教諭	宇都宮市宝木本町1864-1	665-0900
○	金高 麻美	国本西小	主事	宇都宮市新里町丁292	652-1186
○	沼尾 一江	城山中央小	教諭	宇都宮市大谷町1402	652-0036
○	安部 裕子	城山西小	教諭	宇都宮市古賀志町583	652-0800
○	大塚 純平	城山東小	教諭	宇都宮市駒生町2360	652-0700
	田中 敦子	富屋小	教諭	宇都宮市徳次郎町66-1	665-0009
○	清水 敬信	篠井小	教諭	宇都宮市下小池町569-37	669-2102
○	鈴木 浩志	姿川中央小	教諭	宇都宮市下砥上町121	658-2397
	新堀 敬裕	姿川第一小	教諭	宇都宮市西川田本町3-11-15	658-0419
○	天谷 明子	姿川第二小	教諭	宇都宮市砥上町52	648-3429
	佐藤 広国	雀宮中央小	教諭	宇都宮市雀の宮3-10-13	653-0005

(○印は新理事)

	氏名	所属校	職名	勤務校所在地	電話
○	山田 真弓	雀宮東小	教諭	宇都宮市下反町256-1	653-0059
○	関野 渚	雀宮南小	教諭	宇都宮市南町3-3	654-0049
○	仲山 聡美	陽東小	教諭	宇都宮市陽東2-16-36	661-2100
	川田 高弘	御幸が原小	教諭	宇都宮市御幸が原町53-2	663-0358
○	手塚 祐一郎	五代小	教諭	宇都宮市五代2-22-33	653-8531
	野口 哲夫	陽光小	教諭	宇都宮市緑5-3-16	658-8650
○	武子 麻美	瑞穂台小	教諭	宇都宮市瑞穂1-22	656-4645
○	和久井 由香	晃宝小	教諭	宇都宮市宝木本町1263-1	665-5295
	宇梶 紀子	新田小	教諭	宇都宮市針ヶ谷1-18-21	653-5288
	薄根 真弓	海道小	教諭	宇都宮市海道町35-1	661-6620
○	熊田 雅之	西が岡小	教諭	宇都宮市宝木町2-1075-12	624-1081
○	山根 加奈枝	上戸祭小	教諭	宇都宮市上戸祭町271-1	624-6615
○	小曾戸 典子	上河内東小	教諭	宇都宮市下小倉町1302	674-2106
○	金澤 みずほ	上河内西小	教諭	宇都宮市関白町471	674-2011
○	手塚 健二	上河内中央小	教諭	宇都宮市中里町201-1	674-2018
○	小林 洋子	岡本小	教諭	宇都宮市岡本町2623	673-1831
○	石井 玲子	白沢小	教諭	宇都宮市白沢町1643	673-1817
○	小林 真理	田原小	教諭	宇都宮市上田原町355	672-0200
○	竹形 佳那恵	岡本西小	養護教諭	宇都宮市中岡本町3709-2	673-2015
○	小森 沙樹	岡本北小	教諭	宇都宮市中岡本町2481-1	673-5810
○	増田 智美	田原西小	教諭	宇都宮市立伏町8-1	672-3170
○	堀江 英里	一条中	教諭	宇都宮市一条1-4-7	633-0401
○	小杉 知輝	陽北中	教諭	宇都宮市今泉町47-2	621-8491
○	大根田 裕司	旭中	教諭	宇都宮市天神1-1-42	634-9177
○	飯塚 真弘	陽南中	教諭	宇都宮市陽南2-4-58	658-1293
○	黒川 貴洋	陽西中	教諭	宇都宮市陽西町1-16	622-2328
○	増淵 綾美	星が丘中	教諭	宇都宮市星が丘2-3-31	622-6542
○	宮田 梨沙	陽東中	教諭	宇都宮市石井町2800-42	662-9105
○	高山 裕里	泉が丘中	教諭	宇都宮市泉が丘4-11-40	661-2508
○	本間 美穂	宮の原中	教諭	宇都宮市鶴田町261	648-2226
○	高木 佳子	清原中	教諭	宇都宮市金当山町231	667-0101
	菅生 崇夫	横川中	教諭	宇都宮市屋板町143	656-2441
○	岡 龍哉	瑞穂野中	教諭	宇都宮市下桑島町1078	656-1586
	入江 敦史	豊郷中	教諭	宇都宮市関堀町350	624-8201
	手塚 千貴	国本中	教諭	宇都宮市新里町丁1608-19	665-1146
○	武政 香織	城山中	教諭	宇都宮市大谷町1423	652-0108
○	半田 哲司	晃陽中	教諭	宇都宮市徳次郎町1964	665-0042
○	相田 諒介	姿川中	教諭	宇都宮市西川田町1038	658-2203
○	須田 修	雀宮中	教諭	宇都宮市雀の宮7-28-16	653-0379
○	荒井 千明	鬼怒中	教諭	宇都宮市平出町3764-10	661-6337
○	永田 慎	宝木中	教諭	宇都宮市細谷町604	621-3959
	金澤 光昭	若松原中	教諭	宇都宮市若松原3-19-27	655-0679
	小筆 啓雄	上河内中	教諭	宇都宮市中里町162	674-2108
○	小嶋 陽介	古里中	教諭	宇都宮市中岡本町3130	673-1815
○	飯山 彩加	田原中	教諭	宇都宮市下田原町1722	672-0008
○	神山 雅代	河内中	教諭	宇都宮市中岡本町3743	673-3772

役員選出証明書

公示日	平成23年4月18日	組合員総数	1,995	投票者数	1,813	
投票日	平成23年4月27日	投票場所	会員の所属する各学校			
連合体で代議制 によった場合	有権者 の範囲	/	有権者 総数	/	投票者 総数	/

本団体の役員は構成員の全員が公平に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により、投票者数の過半数で選出されたことを証明します。

平成23年6月20日

宇都宮市教職員協議会

平成23年度選挙管理委員長

水嶋 裕貴



平成23年度 宇都宮市教職員協議会

本部役員選挙の結果

投票日 平成23年4月27日

会長立候補者(定員1名)

信任投票数	氏名	所属	職名
1,811	大 貫 孝	戸 祭 小	教 諭

副会長立候補者(定員4名)

1,811	齋 藤 容 子	田 原 小	養護教諭
1,811	木 下 知 之	雀宮中央小	教 諭
1,811	齋 藤 正 美	豊 郷 北 小	教 諭
1,810	石 塚 真 人	姿 川 中	教 諭

事務局長立候補者(定員1名)

1,810	数 又 正 史	富 屋 小	教 諭
-------	---------	-------	-----

事務局次長立候補者(定員4名)

1,811	田 崎 典 子	横 川 東 小	事 務 長
1,811	塚 野 伸 一	陽 南 中	教 諭
1,811	荻 原 智 子	五 代 小	主 任
1,812	浦 野 昌 美	泉 が 丘 中	教 諭

監事立候補者(定員3名)

1,811	石 川 篤 子	岡 本 西 小	事 務 長
1,811	廣 瀬 英 男	星 が 丘 中	教 諭
1,811	神 山 賀 代 子	鬼 怒 中	主 査

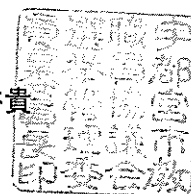
平成23年度
宇都宮市教職員協議会 学校理事選挙結果の報告

信任投票数	氏名	所属校	職名
1,813	稲村 美枝	中央小	教諭
1,813	村岡 裕子	東小	教諭
1,813	齋藤 崇晴	西小	教諭
1,813	小池上 綾子	築瀬小	教諭
1,813	大金 創太	西原小	教諭
1,813	大島 陽平	戸祭小	教諭
1,813	河上 有美子	今泉小	教諭
1,813	岩本 早苗	昭和小	教諭
1,813	大島 美恵	陽南小	教諭
1,813	吉江 誠	桜小	教諭
1,813	平野 由香里	錦小	教諭
1,813	浅木 あずさ	細谷小	教諭
1,813	根本 博子	峰小	教諭
1,813	関 直哉	富士見小	教諭
1,813	徳増 雅成	泉が丘小	教諭
1,813	渡部 恭平	石井小	教諭
1,813	大森 加代	緑が丘小	教諭
1,813	牛久 正伸	宮の原小	教諭
1,813	長谷川 実	御幸小	教諭
1,813	田野井 正子	明保小	学校栄養士
1,813	渡邊 雅浩	宝木小	教諭
1,813	濱崎 みや子	城東小	教諭
1,813	阿久津 浩久	平石中央小	教諭
1,813	中里 秀之	平石北小	教諭
1,813	大島 安津紗	清原中央小	教諭
1,813	笹沼 朋広	清原南小	教諭
1,813	蓮子 哲一	清原北小	教諭
1,813	上山 隆広	清原東小	教諭
1,813	星野 聡実	横川中央小	教諭
1,813	奥田 絢子	横川東小	教諭
1,813	荒井 有紀	横川西小	教諭
1,813	川村 博美	瑞穂野北小	教諭
1,813	上野 智之	瑞穂野南小	教諭
1,813	木村 友則	豊郷中央小	教諭
1,813	栗原 宣子	豊郷南小	教諭
1,813	石川 晴美	豊郷北小	教諭
1,813	大貫 菜摘	国本中央小	教諭
1,813	金高 麻美	国本西小	主事
1,813	沼尾 一江	城山中央小	教諭
1,813	安部 裕子	城山西小	教諭
1,813	大塚 純平	城山東小	教諭
1,813	田中 敦子	富屋小	教諭
1,813	清水 敬信	篠井小	教諭
1,813	鈴木 浩志	姿川中央小	教諭
1,813	新堀 敬裕	姿川第一小	教諭
1,813	天谷 明子	姿川第二小	教諭
1,813	佐藤 広国	雀宮中央小	教諭

信任投票数	氏名	所属校	職名
1,813	山田 真弓	雀宮東小	教諭
1,813	関野 渚	雀宮南小	教諭
1,813	仲山 聡美	陽東小	教諭
1,813	川田 高弘	御幸が原小	教諭
1,813	手塚 祐一郎	五代小	教諭
1,813	野口 哲夫	陽光小	教諭
1,813	武子 麻美	瑞穂台小	教諭
1,813	和久井 由香	晃宝小	教諭
1,813	宇梶 紀子	新田小	教諭
1,813	薄根 真弓	海道小	教諭
1,813	熊田 雅之	西が岡小	教諭
1,813	山根 加奈枝	上戸祭小	教諭
1,813	小曾戸 典子	上河内東小	教諭
1,813	金澤 みずほ	上河内西小	教諭
1,813	手塚 健二	上河内中央小	教諭
1,813	小林 洋子	岡本小	教諭
1,813	石井 玲子	白沢小	教諭
1,813	小林 真理	田原小	教諭
1,813	竹形 佳那恵	岡本西小	養護教諭
1,813	小森 沙樹	岡本北小	教諭
1,813	増田 智美	田原西小	教諭
1,813	堀江 英里	一条中	教諭
1,813	小杉 知輝	陽北中	教諭
1,813	大根田 裕司	旭中	教諭
1,813	飯塚 真弘	陽南中	教諭
1,813	黒川 貴洋	陽西中	教諭
1,813	増淵 綾美	星が丘中	教諭
1,813	宮田 梨沙	陽東中	教諭
1,813	高山 裕里	泉が丘中	教諭
1,813	本間 美穂	宮の原中	教諭
1,813	高木 佳子	清原中	教諭
1,813	菅生 崇夫	横川中	教諭
1,813	岡 龍哉	瑞穂野中	教諭
1,813	入江 敦史	豊郷中	教諭
1,813	手塚 千貴	国本中	教諭
1,813	武政 香織	城山中	教諭
1,813	半田 哲司	晃陽中	教諭
1,813	相田 諒介	姿川中	教諭
1,813	須田 修	雀宮中	教諭
1,813	荒井 千明	鬼怒中	教諭
1,813	永田 慎	宝木中	教諭
1,813	金澤 光昭	若松原中	教諭
1,813	小筆 啓雄	上河内中	教諭
1,813	小嶋 陽介	古里中	教諭
1,813	飯山 彩加	田原中	教諭
1,813	神山 雅代	河内中	教諭

投票の結果、上記のとおり信任されましたので報告いたします。

委員長 水嶋 裕貴



平成23年4月18日

平成23年度 宇都宮市教職員協議会役員選挙公示

平成23年度の本会役員選挙を本会規約第20条・21条及び役員選挙規則のさだめるところにより下記によって行いますので、公示いたします。

宇都宮市教職員協議会選挙管理委員



記

- | | | |
|-----------|----------------|----|
| 1. 選挙期日 | 平成23年4月27日 (水) | |
| 2. 役員及び人数 | 会長 | 1名 |
| | 副会長 | 4名 |
| | 事務局長 | 1名 |
| | 事務局次長 | 4名 |
| | 監事 | 3名 |

宇都宮市教職員協議会規約

第1章 総 則

第1条 この会は宇都宮市教職員協議会という。

第2条 この会の事務局を会長指定の学校内におく。

第3条 この会は、教職員が教育に専念し、教育効果を高めるため、教職員の勤務条件の改善をはかり、宇都宮市教育の振興に寄与することを目的とする。

第4条 この会は、目的達成のためにつぎの事業を行う。

- 1 教職員の勤務条件の改善に関すること
- 2 教職員の福利厚生に関すること
- 3 宇都宮市教育の振興に関すること
- 4 他の教育諸団体との連絡提携に関すること
- 5 その他目的達成に必要なこと

第2章 組 織

第5条 この会は、宇都宮市立小・中学校に勤務する教職員（地方公務員法第52条第3項ただし書きに規定する管理職員等を除く）をもって組織する。

第6条 この会は、必要に応じ部会を設けることができる。

第3章 機 関

第7条 この会に決議機関として総会、評議員会を、執行機関として理事会、常任理事会をおく。

第8条 総会は、最高決議機関で、毎年1回開き、会長がこれを招集する。

臨時総会は、評議員会の要求があったとき、または理事会で必要と認めるとき、会長がこれを招集する。

第9条 総会は、全会員で構成し、次のことを決める。

- 1 規約の改正に関すること
- 2 予算の決議、決算の承認に関すること
- 3 会の事業に関すること
- 4 会の解散に関すること
- 5 他の団体への加入および脱退に関すること
- 6 その他必要な事項

第10条 評議員会は、総会につぐ決議機関で、必要に応じ会長が招集する。

第11条 評議員会は、所属する学校の会員が平等に参加し、直接かつ秘密投票による多数決で選挙された評議員によって構成する。

評議員は、各学校ごとに1名とし、30名を越えるごとに1名を増すものとする。

第12条 評議員の任期は1年とし、再選を妨げない。

第13条 評議員は、次のことを決める。

- 1 総会より委任された事項
- 2 緊急事項
- 3 予算の更正
- 4 規則、細則

第14条 理事会は、監事を除くその他の役員をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

第15条 理事は学校単位に1名を選出する。理事の任期は1年とし、再選を妨げない。

第16条 理事会は次のことを執行する。

- 1 総会および評議員会の決議事項に関すること
- 2 総会および評議員会に提出する議案に関すること

第17条 常任理事会は、理事の互選による若干名の常任理事と監事を除くその他の役員をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

第18条 常任理事会は、次のことを執行する。

- 1 会務および緊急事項に関すること
- 2 理事会から委任された議案に関すること

第19条 各会議は構成員の過半数で成立し、議長はその都度会議の構成員の中から選出する。議決は多数決によるものとし、可否同数のときは議長が決める。

ただし、第9条第1号および第4号から第6号に規定する事案については、構成員の直接、無記名投票による全員の三分の二以上の多数決によって決める。

第4章 役員

第20条 この会に次の役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	4名

事務局 長	1名
事務局 次長	4名
常 任 理 事	若干名
監 事	3名

第21条 前条の役員は（除く常任理事）、会員の直接秘密投票により、投票者の過半数の得票を得なければならない。

前項の選挙の手続きは、別に定める。

第22条 役員（除く監事）および監事の任期は1年とし、再選を妨げない。

ただし同一役職継続4年を越えることはできない。

補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、残任期間二分の一未満の場合はこれを行わない。

第23条 役員の任務は次のとおりとする。

会長は会務を掌握し、会を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その代理をする。

事務局長は、会長の指示を受け、会の事務を処理する。

事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その代理をする。

常任理事は、会務を分掌する。

監事は、会計の監査を行う。

第5章 事務局

第24条 この会に事務局をおく。

事務局に次の帳簿をおく。

- 1 規 約
- 2 議事記録
- 3 財産目録

- 4 会計簿
- 5 会員名簿
- 6 役員名簿
- 7 事業記録
- 8 その他必要な帳簿

第6章 会計

第25条 この会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

会費の負担月額は総会で決める。

第26条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 加入・脱退・統制

第27条 この会に加入または脱退しようとする者は、文書で会長に届出ることによって効力を生ずる。

第28条 会員で本会の名誉を棄損し、または趣旨に違反する行為があった場合は、評議員会の議決によって除名すること

ができる。

第8章 補則

第29条 この会の運営に必要な規則、細則は別に定める。

付記

昭和49年6月15日 一部改正

昭和50年6月7日 一部改正

平成19年5月27日 一部改正

慶弔規定

第1条 会員に弔事があったときは、下記により弔意を表するものとする。

会員死亡の場合は香料5万円を贈る。

第2条 前規定以外で、特に考慮する場合は生じたときには、役員会において処理するものとする。

この規定は昭和50年6月7日より適用する。

付記

昭和55年6月7日 一部改正

昭和63年6月4日 一部改正

平成5年5月22日 一部改正

平成19年5月27日 一部改正

宇都宮市教職員協議会役員選挙規則

第1条 この規則は、宇都宮市教職員協議会規約第21条第2項の規定に基づき、本会役員選挙に必要な事項を定める。

第2条 役員選挙は、毎年総会前に行う。

第3条 役員選挙を行うときは、選挙管理委員会をおく。

第4条 選挙管理委員会は、別に定めるところによって選出された選挙管理委員によって構成する。ただし、役員立候補者は選挙管理委員になることはできない。

選挙管理委員の任期は1年とする。

第5条 選挙管理委員会に、委員の互選による委員長を1名おく。

第6条 選挙管理委員会は、次のことを行う。

- 1 選挙の公示
- 2 立候補の受付、公示
- 3 投票および開票の立ち会い人、書記の任命
- 4 当選者の確認と発表
- 5 その他必要な事項

第7条 定時選挙の公示は、投票期日前10日までとし、会員に通知する。

第8条 選挙管理委員会は、その選挙当日以外の事務を事務局長に依頼することができる。

第9条 立候補する場合には、決められた立候補届けに所定の事項を記入し、投票期日7日前までに選挙管理委員会に届出なければならない。

第10条 役員に欠員が生じたときは、補欠選

挙を行う。ただし、残任期間二分の一以内の場合は行わない。

第11条 補欠選挙は、定時選挙と同じ手続きによって行う。

第12条 選挙は、会員の直接秘密の投票による。

第13条 選挙は、選挙管理委員会の定める投票用紙を用い、無記名によって行う。

第14条 投票所は各学校で、投票用紙を密封して、直ちに選挙管理委員会に送付する。

第15条 開票は、事務局において行い、投票者の過半数を得た者で、得票数の多い者より当選者とする。

ただし得票同数のときは、抽選によって決める。

第16条 立候補者が、定数を越えない場合には、信任投票を行う。この場合投票者の過半数の信任を得なければ当選者とならない。

第17条 この規則の定めるものの外、選挙に関し、必要な事項は、選挙管理委員会で定める。

第18条 規約第19条ただし書きに規定する投票については、本規則第6条第1号および第7条第8条、第12条から第14条までの規定を準用する。

議案第 6 号

宇都宮市職員労働組合の登録事項の変更について
宇都宮市職員労働組合の登録事項を届出どおり変更する。

平成 23 年 7 月 21 日提出

委員長 白 井 裕 己

職員団体登録事項変更届 別紙のとおり



職員団体登録事項変更届

宇職労 第12号
2011年6月24日

宇都宮市公平委員会委員長 様

宇都宮市職員労働組合
中央執行委員長 田村好昭

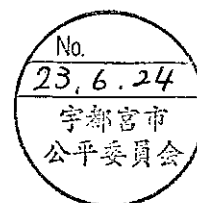


地方公務員法第53条の規定に基づき、登録事項の変更（役員の変更）を届け出ます。

1. 役員名簿

(○印は新役員)

役職名	所属課名	職名	氏名	住 所
中央執行委員長	管財課	係長・主査	田村好昭	
○ 副中央執行委員長	人事課付	技能技師	山本英樹世	
〃	東部区画整理事業課	主任	本崎雪吉	
〃	農村整備課	主査	西部光世	
○ 書記長	契約課	主任	水井則文	
○ 財政局長	建築保全課	主任	沼子直美	
○ 書記次長	河川課	主任技師	高根澤靖之	
○ 中央執行委員	河川課	主任技能技師	町田和二	
〃	職員労働組合書記局	書記	広田勝之	
〃	危機管理課	主任	高瀬誠司	
○ 〃	ごみ減量課	主任主事	安達優	
〃	納税課	主任	佐藤恵子	
〃	下水道施設管理課	主任	小平和広	
○ 〃	竹林保育園	技能主査	柴田穂	
○ 〃	上河内地域自治センター地域火災課	総括主査	藤枝昭孔	
監 事	瑞穂野地区市民センター	主査	鈴木伸岳	
○ 〃	監査委員会事務局	係長・主査	久保佳子	
〃	上河内地域自治センター産業土木課	係長・主査	大貫一郎	



2. 役員選出証明

告示日	2011年5月30日	組合員総数	1,566名	投票者総数	1,428名
投票日	2011年6月13日	投票場所	各課室所		
連合体で代議制による場合		有権者	/	有権者	/
(信任投票)					
役職名	氏名	信任票	所属分会		
中央執行委員長	田村好昭	1392票	管財課分会		
副中央執行委員長	山本英樹世	1371票	書記局分会		
〃	本崎雪吉	1400票	東部区画整理事業課分会		
〃	西部光世	1386票	農村整備課分会		
書記長	水井則文	1402票	契約課分会		
財政局長	沼子直美	1400票	建築保全課分会		
書記次長	高根澤靖之	1405票	河川課分会		
中央執行委員	町田和二	1406票	河川課分会		
〃	広田勝之	1405票	書記局分会		
〃	高瀬誠司	1405票	行政経営課・行政改革課・危機管理課分会		
〃	安達優	1406票	ごみ減量課分会		
〃	佐藤恵子	1405票	納税課分会		
〃	小平和広	1402票	下水道施設管理課分会		
〃	柴田穂	1405票	保育園現業分会		
〃	藤枝昭孔	1405票	上河内地域自治センター分会		
監事	鈴木伸岳	1403票	地区センター・出張所・市民プラザ分会		
〃	久保佳子	1404票	検査・監査・選管分会		
〃	大貫一郎	1402票	上河内地域自治センター分会		
<p>本団体の役員は、構成員の全員が平等に参加する機会を有する、直接かつ秘密の投票により、投票者の過半数で選出されたことを証明します。</p> <p>2011年6月16日</p> <p style="text-align: center;">宇都宮市職員労働組合選挙委員会 委員長 高田明彦</p> 					

3. 変更年月日

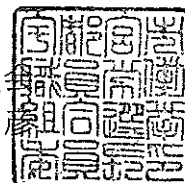
2011年6月17日

宇職労選委告示第9号

宇都宮市職員労働組合の役員は2011年6月17日任期が満了するので、それにもない宇都宮市職員労働組合投票規程第7条の規定により、宇都宮市職員労働組合役員
の一般選挙を次により行う。

2011年5月30日

宇都宮市職員労働組合選挙委員会
委員長 高田明彦



- | | |
|-------------|--|
| 1 選挙の期日 | 2011年6月13日(月) |
| 2 投票時間 | 午前8時30分から午後5時15分まで |
| 3 選挙すべき役員の数 | 中央執行委員長 1人
副中央執行委員長 3人
書記長 1人
財政局長 1人
書記次長 1人
中央執行委員 10人
監事 3人 |

宇都宮市職員労働組合規約

第1章 総則

(名称)

第1条 組合は、宇都宮市職員労働組合という。

(組織)

第2条 組合は、宇都宮市職員及びこれに準ずる者をもって組織する。

(事務所の所在地)

第3条 組合は、事務所を宇都宮市旭1丁目1番5号市役所内におく。

(目的)

第4条 組合は、組合員の自主的団結と相互扶助の精神により、組合員の基本的な人権と自由を守り、労働条件の維持改善と経済的・社会的・文化的地位の向上を図り、市政の民主化と地方自治の実現に寄与することを目的とする。

(事業及び活動)

第5条 組合は、前条の目的を達成するために次の事業及び活動を行う。

- (1) 組合員の賃金及び労働条件の維持改善に関すること
- (2) 組合員の教養と文化体育の向上に関すること
- (3) 組合員の相互扶助並びに福利厚生事業に関すること
- (4) 市民のための市政確立に関すること
- (5) 同一目的を持つ団体及び民主的諸団体との連係協力に関すること
- (6) その他目的達成のために必要なこと。

第2章 組合員

第1節 組合員の資格

(組合員の資格と範囲)

第6条 宇都宮市の職員は、組合の組合員となる資格を有する。但し、宇都宮市公平委員会が規則で定める管理職員等に該当する職員を除く。

2 前項の定める職員以外の者で、次の各号に掲げる者は組合員となる資格を有する。

- (1) 組合に勤務する書記及びその他の職員
- (2) 第43条の役員となった者
- (3) 大会及び中央委員会の承認を得た者

(加入の手続き)

第7条 前条により資格を有する者は、加入届けに必要な事項を記入し中央執行委員長に届けなければならない。ただし、第13条の統制により処分を受けた者が再び加入しようとするときには、大会の承認を得なければならない。

(資格の取得)

第8条 組合員としての資格は、前条の手続きを経て組合員名簿に登録されたときより始まる。

(差別待遇の禁止)

第9条 組合員となる資格を有する者は、組合加入について差別されることはない。

(資格の疑義)

第10条 組合員の資格について疑義のあるときは、中央委員会で決める。

(脱退)

第11条 組合を脱退しようとする者は、脱退の理由を明記した届書を中央執行委員長に提出しなければならない。

- 2 中央執行委員長は、前項の届書を受理したときは直近の中央執行委員会に報告し、当該組合員を組合員名簿より削除するものとする。ただし、組合に債務その他義務があるときには、それらを履行した後でなければ脱退を認めない。

(資格の喪失)

第12条 組合員であって次の各号に該当するときはその資格を失うものとする。

- (1) 第6条に適用されなくなったとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 組合を脱退したとき
- (4) 組合を除名されたとき

(統制)

第13条 組合員が次の各号の一に該当するときは、制裁が加えられる。

- (1) 第17条、第18条、第19条、第20条に規定する義務を履行しなかったとき
 - (2) 組合の統制をみだしたとき
 - (3) 組合の名誉をき損したとき
 - (4) その他、組合員に不利益を与えたと認められたとき
- 2 前項の統制の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 戒告
 - (2) 権利の停止
 - (3) 除名
 - 3 前項の制裁は、戒告及び権利の停止については中央委員会において、除名については大会においてそれぞれ出席者の3分の2以上の直接無記名投票による議決によらなければならない。なお、その投票に関して必要な事項は、別に定める。
 - 4 前項の会議においては、その組合員に対し自ら弁明する機会を与えるとともに、当該組合員の選んだ3人以内の組合員による弁護の機会を与えなければならない。
 - 5 組合員の制裁を決議したときは、その理由を明らかにした書面をもって当該組合員に通知しなければならない。

第2節 組合員の権利と義務

(平等の原則)

第14条 組合員は、この規約によってすべて平等な権利を有し、義務を負う。

- 2 組合員はすべて、年齢、性別、職種、熟練の程度、勤続年数、国籍、社会的身分、思想、宗教、門地等により、組合員たる資格を奪われることはない。

(意見発表及び閲覧の自由)

第15条 組合員は、組合の各種機関の行動について報告を求め、規約の定めるところにより、自由な意思によって発言をなし評決することができる。また、別に定められた手続きを経て、会計簿及び証拠書類、機関会議の議事録等を閲覧することができる。

(選挙権及び被選挙権)

第16条 組合員はこの規約により、役員その他すべての代表に対する選挙権及び被選挙権を有する。

(遵守の義務)

第17条 組合員は、規約を遵守し、組合各機関の決定及び統制に従わなければならない。

(責任と利益)

第18条 組合員は、等しく第5条に規定された事業及び活動に協力する義務を負い、その利益を受ける。

(出席の義務)

第19条 組合員は、規約に定めのある会議に招集されたとき、これに出席し表決に参加する義務を負わなければならない。

(組合費納入の義務)

第20条 組合員は、加入の翌月より組合員の資格を喪失した月まで組合費を納入しなければならない。

第3章 支部

(支部)

第21条 組合は、独自の要求に基づく活動を進めるため、支部を置く。

(支部の種別)

第22条 前条の支部の種別は、次のとおりとする。

- (1) 現業職の組合員で構成するもの。
- (2) その他必要に応じて組合員が構成するもの。

(支部及び分会の構成及び運営)

第23条 この章に規定するもののほか、支部及び分会の構成並びに運営に関する必要な事項は別に定める。

第4章 組合の機関

第1節 機関

(機関の種類)

第24条 組合に次の機関を設ける。

- (1) 大会
- (2) 中央委員会

(3) 中央執行委員会

第2節 大会

(大会の性格と構成)

第25条 大会は組合の最高決議機関であって、代議員及び役員をもって構成される。

2 定期大会は、毎年6月に中央執行委員長が招集する。

3 中央執行委員長は、次の各号の場合、30日以内に臨時大会を招集しなければならない。

(1) 中央委員会が必要を認めたとき。

(2) 組合員の3分の1以上が、会議の事項を示して開催を請求したとき。

4 大会の招集は、開会の日前5日までにその日時、場所及び議題を代議員に通知して行なうものとする。

(代議員)

第26条 代議員は分会を選出母体とし、その定数は当該分会の組合員10名に1人とする。なお、10名に満たない端数が6名以上の場合1人を加える。また、当該分会の組合員数が10名未満の場合は1人とする。

(大会に附する事項)

第27条 大会に附する事項は、次のとおりとする。

(1) 規約の改正に関する事項

(2) 運動方針の決定及び年度計画に関する事項

(3) 組合の解散又は合併に関する事項

(4) 他団体に対する加入又は脱退に関する事項

(5) 組合員の除名に関する事項

(6) 組合費に関する事項

(7) 予算及び決算に関する事項

(8) 資産の管理又は処分並びに基金に関する事項

(9) 役員認証及び総辞職と不信任に関する事項

(10) 労働協約に関する事項

(11) 職業的に資格のある会計監査人の委嘱

(12) 特別執行委員の選任

(13) その他、前各号に規定するものの他必要な事項

第3節 中央委員会

(中央委員会)

第28条 中央委員会は大会に次ぐ機関であって、中央委員及び役員をもって構成し、必要に応じて中央執行委員長が招集する。ただし、中央委員の3分の1以上の者から請求があった場合、中央執行委員長は、速やかに招集しなければならない。

(中央委員会に附する事項)

第29条 中央委員会に附する事項は、次のとおりとする。

(1) 運動方針に基づく活動計画の細目に関する事項

(2) 補正予算に関する事項

(3) 疑義を生じた規約の解釈に関する事項

- (4) この規約運営に必要な規則の制定及び改廃に関する事項
- (5) 労働協約により生じた諸協定に関する事項
- (6) 臨時組合費の徴収決定に関する事項
- (7) 副中央執行委員長及び執行委員の定数
- (8) 専従役員の決定
- (9) 中央委員及び役員の罷免に関する事項
- (10) その他、前各号に規定するものの他必要な事項
(中央委員)

第30条 中央委員は分会を選出母体とし、以下の各号の定数により選出される。

- (1) 当該分会の組合員50名に1人とする。なお、50名を超えてその端数が26名以上の場合は1人を加える。
- (2) 当該分会の組合員が50名未満の場合は、1人とする。
- 2 中央委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 中央委員の選出は、組合員の直接無記名投票により選出する。ただし、定数を超えないときは投票を省略することができる。
- 4 前項の規程により選出された中央委員は、当該分会の組合員でなくなったときは中央委員の資格を失うものとする。
- 5 中央委員の欠員を生じたときは、当該分会は直ちに補充しなければならない。その任期は、前任者の残任期間とする。

第4節 中央執行委員会

(中央執行委員会)

第31条 中央執行委員会は、組合の執行機関であつて、大会及び中央委員会の議決事項の執行及び緊急事項の処理にあたり、監事を除く役員をもつて構成し、中央執行委員長が随時これを招集する。

第5節 機関の会議

(機関会議の運営)

第32条 第25条第1号、第2号、第3号の機関会議はすべて表決権を持つ構成員の過半数の出席がなければ成立しない。

第33条 前条に規定するもののほか、機関会議等の運営に関する必要な事項は別に定める。

第6節 書記局と専門部

(書記局)

第34条 組合業務を遂行し、事務を処理するために書記局を設ける。また、書記長が書記局を主宰する。

- 2 書記局に書記若干名をおき、書記の任免は中央執行委員会の議決をもつて中央執行委員長がこれを行う。
- 3 書記は、書記長の指示のもと、業務を遂行し、事務を処理する。
- 4 前項に規定するもののほか、書記局の運営に関する必要な事項は別に定める。

(専門部)

第35条 組合の業務を専門的に実践するために、専門部をおくことができる。

2 前項に規定するもののほか、専門部設置及び運営に関する必要な事項は別に定める。

第5章 補助機関

(青年部)

第36条 組合は、補助機関として、独自の要求に基づく活動を進め、親睦を深め組合運動を強化するために補助機関として青年部を置く。

(構成)

第37条 青年部は、35歳以下の組合員で構成する。

(組合機関上の関係)

第38条 青年部は、組合機関の決定に従い行動し、その代表者は前条に定める条件を満たす役員がこれにあたるものとする。

2 青年部にあつては、当該役員がその任期中に前条の条件を欠いたとき、その執行部役員としての残任期間に限り、その代表者の職を継続することができる。

(委任)

第39条 この章の規定するもののほか青年部の運営に関する必要な事項は、別に定める。

第6章 役員

(役員の種類)

第40条 この会に次の役員をおく。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 中央執行委員長 | 1名 |
| (2) 副中央執行委員長 | 若干名 |
| (3) 書記長 | 1名 |
| (4) 財政局長 | 1名 |
| (5) 書記次長 | 1名 |
| (6) 中央執行委員 | 若干名 |
| (7) 特別中央執行委員 | 若干名 |
| (8) 監事 | 3名 |

(役員職務)

第41条 中央執行委員長は組合を代表し、大会、中央委員会の決定に基づき、組合業務執行に関する一切の責任を負う。

2 副中央執行委員長は中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長事故あるときはこれを代理する。

3 書記長は、書記局を統括し、これに対し責任を持つ。

4 財政局長は、組合の財務管理及び会計処理を行い、これに対し責任を持つ。

5 書記次長は書記長を補佐し、書記長事故あるときはこれを代理する。

6 中央執行委員は中央執行委員会の構成員として、組合の業務を分掌する。

7 監事は会計業務を監査し、年1回以上組合員に報告しなければならない。

8 特別中央執行委員は、大会、中央委員会の決定に基づき、業務に参加する。

(役員選出)

第42条 役員（特別中央執行委員を除き）は、組合員の中から全組合員の直接無記名投票により選出する。また、役員（特別中央執行委員を除き）に欠員が生じた場合、補欠選挙を行う。

2 前項に規定する投票に関する事項は、別に定める。

3 特別中央執行委員は、大会の議決を経て、中央執行委員長が委嘱する。

（役員の任期）

第43条 役員の任期は、その年の定期大会から翌々年の定期大会までとする。ただし、再選を妨げない。

2 前条の1項の補欠選挙によって就任する役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員をやむを得ない事由により辞任しようとする場合は、中央執行委員会の承認を得なければならない。

第7章 表彰

（表彰）

第44条 組合員で、この会の発展に功労のあった者においては、定期大会及び中央委員会において、これを表彰することができる。

2 前項に規定するもののほか、表彰に関する必要な事項は、中央執行委員会で定める。

第8章 財務

（収入）

第45条 組合の経費は、組合費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

（会計）

第46条 組合の一切の収入及び支出は、これを予算に計上しなければならない。但し、特に必要があるときは、特別会計を設けることができる。

（基金）

第47条 組合は、大会の議決を経て、特定の目的の資金を積み立てるため、基金を置くことができる。

2 基金への積立金額は、毎年度予算に計上しなければならない。

3 基金は、その目的以外にこれを処分することはできない。

（組合費及び臨時組合費）

第48条 組合費は、基本賃金（給与月額に差額給与を加えた金額）の月額1000分の12に自治労団体生命保険基本型の掛金を加えた金額とする。ただし、大会の議決により上限を定める。

2 長欠者、その他の事由により特に必要と認められた場合、組合費を免除することができる。

3 経費に不足が生じた場合、組合員に対し、臨時徴収金の必要性や金額の根拠を明ら

かにしたうえで、中央委員会の議決を経て臨時組合費を徴収することができる。

- 4 既納の組合費及び臨時組合費は、払い戻しをしない。ただし、組合員が脱退した場合において、組合費控除中止が事務処理上間に合わなかった場合を除く。

(資産の管理及び処分)

- 第49条 組合の資産の管理及び処分は、大会の議決を経て中央執行委員長がこれを行う。
(会計年度)

- 第50条 組合の会計年度は、毎年4月より翌年の3月に至る期間とする。
(会計報告)

- 第51条 組合のすべての財源及び使途、主たる寄付者の氏名、並びに現在の経理状況は、組合員によって委嘱された職業的資格のある会計監査人による正確であることの証明書とともに、毎年1回大会に報告し承認を得なければならない。

(規則委任)

- 第52条 組合の財務管理及び会計経理に関する必要な事項は、別に定める。また、旅費については「旅費規程」を別に定める。

第9章 救援

(犠牲者救援)

- 第53条 組合は、組合の目的達成のための活動を通じて不利益及び損害を生じた組合員(以後、「犠牲者」という。)に対して、援助するものとする。

(救援の方法)

- 第54条 犠牲者の救援は、大会又は中央委員会の議決に基づいてこれを行なうものとし、その対象、内容及び方法などに関する必要な事項は、別に定める。

第10章 罷免

(役員 の 罷免)

- 第55条 組合員は、中央委員の場合には選出分会において4分の1以上の者の連署による罷免請求書(以下「請求書」という。)、また、役員の場合には組合員総数の4分の1以上の者の連署による請求書により、中央委員または役員の一部もしくは全部の罷免を請求することができる。

- 2 前項の請求書は、当該役員が中央執行委員長の場合は副中央執行委員長に、その他の場合(執行部解散請求を含む)は中央執行委員長に提出しなければならない。

(請求書の確定)

- 第56条 中央執行委員長(当該請求書が、前条第2項の規定により副中央執行委員長に提出された場合は副中央執行委員長とする。)は、前条の規定により請求書の提出があった日から起算し、14日以内に中央委員会を招集しなければならない。

- 2 前項の規定により招集された中央委員会は、請求書を点検し、その効力を確定する。この場合において、中央委員会は必要と認めるときには、関係人に証言を求め、または、証拠等の提出を求めることができる。

(罷免の確定)

第 57 条 前条の規定により請求書の効力が確定し請求が成立したときは、中央執行委員長は、当該請求の効力を確定した日から起算して 30 日以内に、直接無記名投票を行わなければならない。

2 前項の投票において、組合員総数（罷免請求対象者が中央委員の場合は、当該分会の組合員総数とする。）の過半数が罷免に賛成であるときは、当該中央委員または役員は、投票日に遡って罷免されるものとする。

3 第 1 項の投票に関する事項は、別に定める。

第 11 章 他労働団体との関係

(他労働団体等への加入及び脱退)

第 58 条 他労働団体等へ加入又は脱退するときは、大会の議決後、全組合員の直接無記名投票により、組合員の過半数の同意を得なければならない。

2 前項の投票に関する必要な事項は、別に定める。

第 12 章 規約の改正及び解散

(規約の改正)

第 59 条 この規約を改正するときには、大会の議決を経た後、全組合員の直接無記名投票により、組合員の過半数の同意を得なければならない。

2 前項の投票に関する必要な事項は、別に定める。

(組合の解散及び合併)

第 60 条 組合を解散又は合併するときは、大会の議決を経た後、全組合員の直接無記名投票により、解散は、組合員の 4 分の 3 以上の同意、合併するときは組合員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

2 前項の投票に関する必要な事項は、別に定める。

第 13 章 補則

(規約委任)

第 61 条 この規約に定めのない事項で組合運営に必要な事項及びこの規約の執行に関して必要な事項は、中央委員会の議決を経て別に定める。

附則 1 (規約の施行)

この規約は、2007 年 3 月 31 日から施行する。

附則 2 (組合費の経過措置)

この規約の施行後の次の期間の組合費は、次のとおりとする。

2007年4月1日から2008年3月31日までの組合費は、基本賃金（給与月額に差額給与を加えた金額）の月額1000分の10に自治労団体生命保険基本型の掛金を加えた金額とする。

2008年4月1日から2009年3月31日までの組合費は、基本賃金（給与月額に差額給与を加えた金額）の月額1000分の11に自治労団体生命保険基本型の掛金を加えた金額とする。

附則 3 (会計年度の経過措置)

この規約の施行後の最初の会計年度は、規約施行日から2008年3月31日までとする。

附則 4 (規約の執行)

この規約は、2011年4月1日から施行する。

宇都宮市職員労働組合投票規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、宇都宮市職員労働組合同規約（以下「規約」という。）第 43 条第 2 項、第 58 条第 3 項、第 59 条第 2 項、第 60 条第 2 項及び第 61 条第 2 項の規定による、選挙及び投票の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(投票事務の管理)

第 2 条 この規程に定めるすべての投票に関する事務は、宇都宮市職員労働組合選挙委員会（以下「選挙委員会」という。）が管理する。

(選挙委員会)

第 3 条 選挙委員会は、中央委員会において組合員の中から承認された 5 人の選挙委員をもって組織する。

2 選挙委員の任期は、2 年とする。ただし、後任者が就任するまでは、在任しなければならない。

3 選挙委員が退職しようとするときは、選挙委員会の承認を受けなければならない。

4 選挙委員は、選挙委員会の委員長（以下「委員長」という。）を、互選しなければならない。

5 委員長は、選挙委員会に関する事務を処理し選挙委員会を代表する。

6 選挙委員会は、委員長が招集する。

7 選挙委員会は、選挙委員 3 人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

8 選挙委員会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

9 この組合の職員は、委員長の命を受けて選挙委員会に関する事務に従事する。

(副中央執行委員長及び中央執行委員の定数)

第 4 条 規約第 41 条第 1 項第 2 号及び第 6 号に定める副中央執行委員長及び中央執行委員の定数は、中央委員会で決定する。

第2章 役員の選挙投票

第1節 選挙権及び被選挙権

(選挙権)

第 5 条 この組合の組合員の資格を有しているものは、役員の選挙権を有する。ただし、規約第 13 条第 2 項第 2 号に規定する権利の停止処分を受けている者は、この限りでない。

(被選挙権)

第 6 条 前条の規定により選挙権を有するものは、役員の被選挙権を有する。

第2節 選挙の期日

(任期満了による選挙)

第7条 役員の任期満了による選挙は、その任期が終わる日の前30日以内に行う。

2 前条の規定による選挙以外の選挙は、これを行うべき事由が生じた日から50日以内に行う。

3 選挙の期日は、少なくとも14日前に告示しなければならない。

(通知)

第8条 中央執行委員長は、役員の任期が満了すべき場合にあってはその任期満了の日前50日までに、役員の任期満了による選挙以外の選挙にあっては、選挙を行うべき事由が生じた日から5日以内に、その旨を選挙委員会に通知しなければならない。

第3節 投票及び開票

(1人1票)

第9条 投票は、種別ごとの役員の選挙につき、1人1票とする。

(投票管理者)

第10条 本規程によって行われる選挙投票について、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、選挙委員会において組合員の中からこれを選任し、あらかじめ本人に通知しなければならない。

3 本規程によって行う選挙投票が同時に二つ以上行われるときは、投票管理者の選任は1人をもって全部の選挙の投票管理者とすることができる。

4 投票管理者は、投票の場所の最高責任者とし、投票に関する一切の事務を担当する。

(投票立会人)

第11条 投票管理者は、投票立会人2人を選任し投票に立ち合わせなければならない。ただし、役員の種別ごとの選挙を同時に行うときは、2人をもって全部の投票の立会人を兼ねさせることができる。

2 役員の候補者は、投票立会人となることができない。

(投票管理者の職務代行者)

第12条 職場の分散する分会にあっては、必要により投票管理者の職務を代行するものを出先職場ごとに置く。

2 投票管理者の職務代行者は、出先職場における選挙投票について、投票管理者の職務の一部を代行する。

(投票の場所)

第13条 投票の場所は、各分会に一か所とし、投票管理者が指定した場所とする。

2 前項の規定にかかわらず、出先職場に必要により投票所の代行所を置く。

(投票時間)

第14条 投票の時間は、選挙委員会がこれを決定し、選挙の期日とあわせて告示するものとする。

(投票の場所における投票)

第15条 組合員は、選挙の当日、自ら投票所に行き、組合員名簿に対象を経て投票しなければならない。

(投票用紙の交付及び様式)

第16条 投票用紙は、選挙の当日投票の場所において組合員に交付するものとする。

2 投票用紙の様式は、選挙委員会が定める。

(期日前投票)

第17条 組合員で選挙の当日公務出張、疾病、年休等により自ら投票所に行き投票することができないものの投票は、選挙の期日前7日から選挙の期日の前日まで、投票することができる。

2 前項の投票をしようとする者は、所属の投票管理者にその事由を申し出て投票用紙の交付を受け、当該候補者の一の氏名を記載して封筒に入れ、封をして当該選挙の種別及び投票中の旨並びに投票者の氏名をその表面に明記して、投票管理者に提出しなければならない。

3 投票管理者は、前2項の規定により不在者投票をした者があるときは、組合員名簿にその旨を印し、二重投票を防止し、その投票は選挙の当日まで、これを厳重にその責任において保管し、投票終了時刻になったときは、その封筒を開披して、これを投票箱に入れなければならない。

(投票の終了)

第18条 投票管理者は、投票終了時刻が経過したときは、直ちに投票箱を閉じ、投票立会人と共に封印をし、組合員名簿その他関係書類を添えて直ちに開票管理者に送付しなければならない。

(開票)

第19条 開票に関する事務を管理するため、開票管理者を置く。

2 開票管理者は、組合員の中から選挙委員会の選任した者をもってこれに充てる。

3 開票の日時及び場所は、あらかじめ選挙委員会が告示しなければならない。

(開票立会人)

第20条 候補者は、組合員の中から本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者1人を定め、選挙の期日前3日までに、選挙委員会に届け出ることができる。

2 前項の規定により届出のあった者が5人を超えないときは、直ちにその者をもって開票立会人とし、5人を超えるときは、届出のあった者の中から選挙委員会がくじで定めた者5人をもって開票立会人としなければならない。

3 開票立会人が3人に達しないとき、又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になっても3人に達しないときは選挙委員会において、組合員の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、開票に立ち合わせなければならない。

(投票の効力)

第21条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定する。その決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した組合員の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(無効投票)

第22条 次の投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの。
- (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの。

- (3) 2人以上の候補者の氏名を記載したもの。
 - (4) 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの。
 - (5) 候補者の氏名を自書しないもの。
- 2 第28条の規定による信任投票において、次の投票は無効とする。
- (1) 所定の用紙を用いないもの。
 - (2) ×の記号以外の事項を記載したもの。
 - (3) ×の記号を自ら記載したものでないもの。
 - (4) 候補者のだれに対して×の記号を記載したかを確認し難いもの。

(開票の結果)

第23条 開票管理者は、投票の点検が終わったときは、開票録を作り、開票立会人とともにこれに署名し、直ちに委員長に報告しなければならない。

(開票結果の公表)

第24条 委員長は、開票管理者からの報告を受けた日又はその翌日に選挙委員会を開き、その報告を調査し、選挙投票の結果を認定しなければならない。

- 2 委員長は、選挙録を作り、選挙委員会に関する次第を記載し、これに選挙委員とともに署名しなければならない。
- 3 委員長は、結果が確定したときは、直ちに結果を公表しなければならない。

第4節 候補者及び当選人

(候補者の届出)

第25条 役員の候補者となろうとする者は、当該選挙の告示のあった日から2日間に、文書でその旨を委員長に届け出なければならない。

- 2 他の組合員を候補者としようとするときは、本人の承諾を得て、前項の期間内に文書でその推薦の届出をすることができる。
- 3 候補者は、第1項の期間の末日までに文書で委員長に届出をしなければ、その候補者たることを辞することができない。
- 4 前各項の規定による届出のあったときは、委員長は、直ちにこれを告示するとともに、投票管理者に通知しなければならない。

(選挙事務関係者の立候補制限)

第26条 次の各号に掲げる者は、当該選挙の立候補者となることができない。

- ① 投票管理者
- ② 開票管理者
- ③ 選挙委員会委員

(当選人)

第27条 各選挙において、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

- 2 当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙委員会において委員長がくじで決める。

(信任投票)

第28条 第25条第1項及び第2項の規定による届出のあった候補者が、その選挙における役員の定数を超えないとき、又は超えなくなったときは、当該候補者について信任投票を行う。

2 前項の信任投票は、投票用紙に印刷されている候補者の氏名の上の記載欄に、当該候補者に不信任投票をする場合は自ら×の記号を記載し、信任の場合は何等の記載をしない記号式とする。

3 信任投票における当選人の決定は、投票者の過半数の信任を得た者をもって当選人とする。

(当選人決定の場合の報告、告知及び告示)

第29条 当選人が定まったときは、委員長は、直ちに当選人の氏名、得票数、所属分会等を告示するとともに、その旨を当選人に告知し、併せて執行委員長にも報告しなければならない。

(当選の効力の発生)

第30条 当選人の当選の効力は、前条の規定による告示があった日から生ずるものとする。

第5節 選挙運動

(文書図画の頒布及び掲示)

第31条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の表に定める枚数以外は、これを頒布して、又は掲示することができない。

区 分	ビラ	ポスター 長さ42cm 巾 30cm以内
候補者の別		
中央執行委員長	400	400
副中央執行委員長	400	400
書記長	400	400
書記次長	400	400
財政局長	400	400
中央執行委員	400	400
監 事	400	400

2 前項の文書図画は、選挙委員会の定めるところの表示をしたものでなければならない。

(その他の運動)

第32条 その他の方法による選挙運動は、選挙の公平かつ適正を害しない範囲内において自由とする。

(選挙公報の発行)

第33条 選挙委員会は、役員の選挙について、選挙公報を発行しなければならない。

(掲載文の申請)

第34条 役員の候補者が選挙公報に氏名、経歴、抱負等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を具して、当該選挙の期日の告示のあった日から2日間に、選挙委員会に文書で申請しなければならない。

2 前項の掲載文は、字数100を越えることができない。

3 選挙公報には、候補者の写真も掲載することができる。

(選挙公報の掲載順序)

第35条 選挙公報において、この用紙に2人以上の候補者の氏名等を掲載するときは、その掲載の順序は、選挙委員会がくじで定める。

2 役員の全部又は一部を同時に行う選挙にあつては、その選挙についての選挙公報を同一用紙に掲載することができる。この場合の役員の種別ごとの掲載順序は、選挙委員会が定める。

(その他)

第36条 前3条に規定するもののほか、選挙公報に関し、必要で事項は選挙委員会が定める。

第6節 異議申立

(選挙の効力に関する異議申立)

第37条 役員の選挙において、その選挙の効力に関し不服がある組合員又は候補者は、第29条の告示の日から7日以内に、文書で選挙委員会に対して異議を申し出ることができる。

(異議申立の決定)

第38条 前条の規定により異議の申出があつた場合において、選挙の規定に違反することがあるときは、選挙の結果に異議を及ぼす虞があるときに限り、選挙委員会は、異議申出のあつた日から14日以内に、その選挙の全部又は一部の無効を決定しなければならない。

2 選挙委員会は、前項の規定による決定をしたときは文書をもってし、理由を付けて異議申出人に交付するとともに、その要旨を告示しなければならない。

3 前1項の事由が生じた場合において、第27条及び第28条の規定により当選人を定めることができることを除くほか、選挙委員会は選挙の期日を定めてこれを告示し、再選挙を行う。

第3章 役員 の 罷免、他団体への加入及び脱退、規約の改正 又は組合の解散合併の賛否の投票

第1節 投票権

(投票権)

第39条 役員 の 選挙権を有する者は、役員 の 罷免、規約の改正、他団体への加入及び脱退又は組合の解散合併の賛否の投票（以下「賛否の投票」という。）をする権利を有する。

第2節 その他の規定

(中央執行委員長 の 通知)

第40条 中央執行委員長は、賛否の投票に付すべき事件が生じたときは、その事件を審議した大会の議事録及び投票に付すべき原案を添えて、賛否の投票に付すべき事件・生じた日から5日以内に、選挙委員会に通知をしなければならない。

(投票の日時の告示)

第41条 選挙委員会は、前条の規定による通知を受けたときは投票の期日を定め、その期日前7日までに告示しなければならない。

(賛否の決定)

第42条 賛否の投票は、組合員全員の過半数で決定するものとする。ただし、組合の解散については、4分の3以上の賛成、組合の合併については、3分の2以上の賛成を必要とする。

(準用規定)

第43条 第2章第3節投票及び開票に関する規定は、賛否の投票について準用する。

第4章 雑 則

(告示の方法)

第44条 この規程による告示は、選挙委員会告示とし、告示内容及び年月日を記載し、末尾に委員長名を記名押印し、これを各投票管理者に対する通知に添付して行うものとする。

2 投票管理者は、前項の規定による通知を受けたときは、組合員の見易い箇所にこれを掲示するものとする。

(この規程に定めのない事項)

第45条 この規程に定めのない事項で、役員選挙投票及び賛否の投票の事務処理に関し、必要な事項は、これらの投票の公正な執行を確保するために必要な限度において、選挙委員会が定めることができる。

(規程の改廃)

第46条 この規程の改廃は、中央委員会において3分の2以上の同意を要する。

附 則

1 この規程は、2007年5月17日から施行する。

宇都宮市職員団体の登録に関する条例 抄

(規約等の変更又は解散の届出)

第4条 登録を受けた職員団体は、その規約若しくは第2条第1項に規定する申請書の記載事項に変更があつたとき、又は解散したときは、その事由を生じた日から10日以内に、公平委員会にその旨を届け出なければならない。

2 略

3 第1項の規定による届出が規約の変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為に係るときは、それらの行為が法第53条第3項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び投票の結果を証明する書類を添付しなければならない。

地方公務員法 抄

(職員団体の登録)

第53条 略

2 略

3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手續を定め、且つ、現実には、その手續によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し、連合体である職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手續を定め、且つ、現実には、その手續により決定されることをもつて足りるものとする。

4から10まで 略